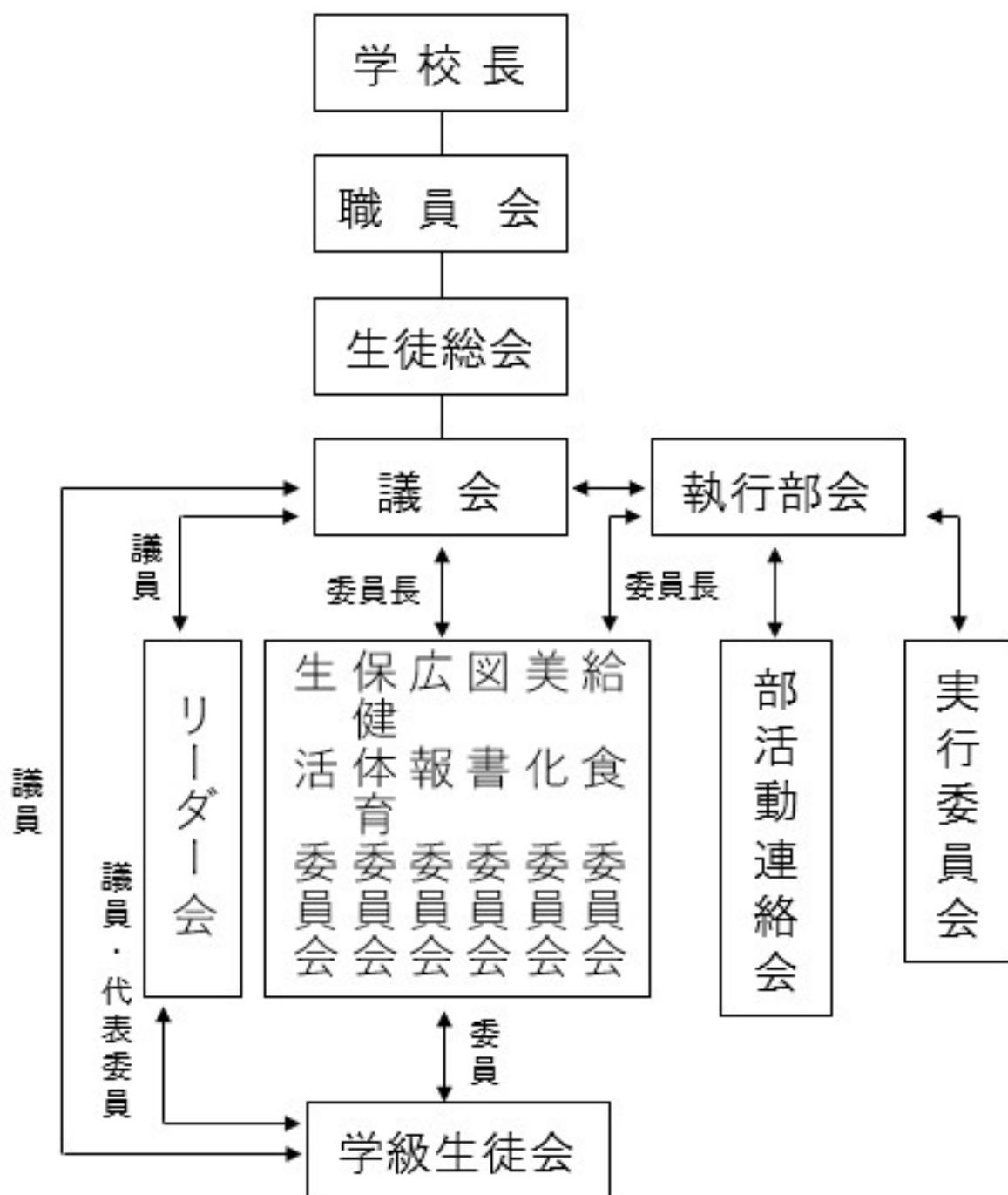


◇生徒会組織図



名古屋市立山田東中学校 生徒会会則

第1章 名称

第1条 この会は、名古屋市立山田東中学校生徒会と呼ぶ。

第2章 目的

第2条 この会は、学校教育の一環として、生徒が自主的に活動し、民主的な楽しい学校生活を営むことを目的とする。

第3章 会員

第3条 この会の会員は、名古屋市立山田東中学校全生徒とする。ただし全教職員を顧問とする。

第4章 議会

第4条 議会は、各学級より選ばれた2名の議員で構成され、各議員はそれぞれ一票の表決権をもつ。

第5条 議会には、議員で互選した議長、副議長をおく。

第6条 議会は、原則として月1回定例会をもつ。ただし、必要に応じて臨時会をもつことができる。

第5章 役員

第7条 この会は、次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 執行役員 3名

第8条 会長は、この会の代表で、会の運営にあたる。会長が必要と認めた時は、総会を開くことができる。

第9条 副会長は、会長を助け、会長不在の時は、その仕事を代わって行う。

第10条 役員を選出は、別に定める選挙規定による。

第6章 執行部会

第11条 執行部は、この会の活動の中心として、積極的に、議会に議案を提出し、議会での議決事項を当該委員会とともに執行する。

第12条 この部会は、役員、各委員長によって構成する。

第13条 この部会は、必要に応じて実行委員会を組織することができる。

第7章 委員会

第14条 この会には、生活・保健体育・広報・図書・美化・給食の6委員会をおく。

第15条 委員会は、各学級選出の委員で構成する。

第16条 委員会は、月1回定例会をもつ。ただし委員長は必要に応じて、臨時委員会をもつことができる。

第17条 各委員会の任務は、別に定める。

第8章 学級生徒会

第18条 学級生徒会は、月1回開くことを原則とする。

第9章 リーダー会

第19条 各学年の自主的な活動の中心になる機関として、リーダー会をおく。学年委員会は、生徒会議員と各学級で選出される2名の代表委員とで構成する。

第10章 部長会

第20条 部長会は、各部活動の部長で構成し、連絡・調整を行う。

第11章 任期

第21条 生徒会役員・議員・委員等の任期は半年（前期4月～10月中旬、後期10月中旬～3月）とする。ただし再任を妨げない。

第12章 兼任の禁止

第22条 生徒会役員・議員・委員会委員は、これを兼ねることができない。ただし選挙管理委員はこの限りでない。

第13章 定足数、議決、会議の公開

第23条 この会のすべての会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

第24条 議事は、すべて過半数の賛成をもって議決する。可否同数の場合は、議長がこれをきめる。

第25条 会議はすべて、会員の傍聴を認める。ただし、議事進行を妨害した場合、議長の権限により退場させることができる。

第14章 専任顧問

第26条 この会には、若干名の専任顧問教職員をおく。

第15章 最高決定権

第27条 この会の最高決定権は、学校長にある。

第16章 会則の改正

第28条 この会の会則の改正は、議会の3分の2以上の同意があり、全会員の2分の1以上の承認を受け、学校長が承認した時に成立する。

生徒会役員選挙規定

- 1 生徒会役員選挙の一切の事務は、選挙管理委員会が責任をもって行う。
- 2 選挙管理委員会は、各クラス2名の選挙管理委員で構成し、互選により委員長、副委員長をおく。
- 3 選挙管理委員は、通年でこれにあたる。
- 4 選挙管理委員が役員に立候補する時は、そのクラスで新たにこれを選出する。
- 5 選挙管理委員会の主な仕事は次のようである。
 - (1) 選挙の公示
 - ア 立候補受け付け期間と受け付け方
 - イ 選挙運動期間と運動の限定
 - ウ 立会い演説会と投票の日時、場所
 - (2) ポスター用紙などの準備と掲載場所の指示
 - (3) 投票用紙の準備
 - (4) 選挙運動やポスター掲載場所などのチェック
 - (5) 立会い演説会の準備と運営
 - (6) 投票と集票
 - (7) 開票
 - (8) 投票後のポスター処理
 - (9) 選挙結果の発表
 - (10) 立候補者が定員に満たない時は、受付期間を延長する
- 6 山田東中学校の生徒なら誰でも役員に立候補することができる。ただし、前期生徒会役員においては、前年度中に選挙を行い、新2・3年で構成する。
- 7 役員は、全会員の選挙によって選出される。
- 8 立候補者は、定められた期間内に、選挙管理委員で定められた人に、届け出なければならない。
- 9 立候補者ならびに推せん責任者(1名)は、次の選挙運動ができる。
 - (1) ポスターの掲示

- (2) 立会い演説会
 - (3) 校内での演説(始業前と放課時)
 - (4) その他選挙管理委員会で決めたこと
- 10 選挙運動に公共物を許可なく使用してはいけない。
- 11 会員は、正当な選挙運動をさまたげてはいけない。
- 12 投票は無記名投票である。
- 13 次の場合は無効投票とする。
- (1) どの候補を書いたものか、はっきりしないもの
 - (2) 定められた数以上に投票したもの
 - (3) 定められた以外の用紙を使用したもの
- 14 当選者は有効得票の多いものから決める。なお、立候補者が定員と同じ時は信任投票とする。
- 15 会長が欠員となった場合、副会長のうちから役員会で選出し、議会で承認をうける。副会長以下の役員に欠員が生じた場合は、生徒議会で互選する。任期は、前任者の残存期間とする。

議員・委員(会)の仕事

議員

学級活動の中心となり責任者となる。学級代表として議会に参加し、生徒会活動企画、運営をする。集会の世話をする。

生活委員(会)

安全で規律ある学校生活をめざして活動する。週番活動を行う。

保健体育委員(会)

体育的行事の企画・運営、ならびに校内の保健活動を行う。

広報委員(会)

文化的行事の企画・運営、ならびに校内での広報活動を行う。

図書委員(会)

図書館の管理と運営、新刊図書などの紹介連絡をする。

美化委員(会)

学校の清掃と美化につとめ、点検活動を行う。営繕活動をする。

給食委員(会)

給食の指導と管理をする。

代表委員

学年委員会に出席し、学校行事の企画・運営をする。議員と協力して学級活動の中心となる。